

(別紙1)

## 論文の内容の要旨

論文題目 鎌倉時代政治構造の研究

氏 名 近藤成一

鎌倉時代は武家と公家の二つの政権が並立した時代であり、並立した二つの政権は類似の構造を有した。そして二つの政権の構造的特質は社会構造に対応するものであった。本論文においては、第一に武家政権はどのような構造的特質を有したのか、第二に公家政権はどのように武家政権に類似したのか、そして第三に武家・公家二つの政権に共通する構造的特質は、社会構造にどのように対応するものであったのかについて、総論と十五篇の各論、二篇の補論により考察した。補論の二篇（第十六「鎌倉幕府と公家政権」、第十七「中世前期の政治秩序」）はもと講座の一部として執筆したものであり、鎌倉時代全体の構造を論じることを意図しているので、各論による個別の考察を補うところがある。

武家政権の構造については、まず第一「文書様式にみる鎌倉幕府権力の転回一下文の変質一」において、鎌倉幕府が開発した新たな文書様式である下知状に注目した。下文の代わりに下知状が用いられるのは、将軍の代わりに執権の地位が確立するのに対応する。訴訟の裁許にはもっぱら下知状が用いられる、つまり訴訟の裁許はもっぱら執権により行われるようになる。将軍が裁許権の行使から排除されるのは、将軍は御家人を保護する義務に拘束されるから、第三者としての裁定が困難であるためである。従者が主人に対する忠誠義務に拘束される一方で、主人もまた従者に対する保護義務に拘束されるのが主従関係の論理である。

主従関係における主人の側の保護の行為を代表するのが「安堵」である。第二「本領安堵と当知行地安堵」においては、「本領安堵」と「当知行地安堵」の概念が対をなして使われることに注目し、一つの土地について以前の持ち主の知行を認めるのが本領安堵であるの

に対して、今の持ち主の知行を認めるのが当知行地安堵であることを解明した。主人が本領安堵を行うか当知行地安堵を行うかは、主人が元の持ち主と今の持ち主のうち、いずれとの主従関係を優先するかという選択にかかっていた。

対立する二つの当事者の主張に対して第三者として裁定する裁許の論理と、たとえ従者の主張が不当なものであってもそれを主人として保護する安堵の論理。裁許の論理と安堵の論理が最初から截然と区別されていたわけではなく、両者の関係には時代的な変遷がある。大局を見るならば、裁許と安堵が未分離であった段階から、裁許が安堵から分離して別の論理として確立する段階に遷り、さらに安堵が裁許の影響を受けて変質する段階に遷るのである。

裁許と安堵が未分離の段階から裁許が分離してくるのを示すのが、幕府発給文書の様式において裁許状独自の様式が成立することであるが、その問題を裁許状の事書に注目して分析したのが、第三「鎌倉幕府裁許状の事書について」である。

安堵と区別される裁許は、訴人と論人という相対する両当事者に対して第三者として理非の判断を下すことを特徴とするが、このような裁許がどのような手続きにより行われるかを分析したのが、第四「裁判のしくみと相論」である。また第五「鎌倉幕府裁許状の日付」においても、鎌倉幕府後期の発達した訴訟制度の一端を論じた。永仁年間（一二九三～九九）の事例により、裁許状の日付は、引付から評定に勘録事書（判決原案）が上程される日のものであることを突き止め、一方で、何番の引付から何日の評定に勘録事書が上程されるかは月単位で決められていることから、裁許状の日付がその案件を担当した引付を推定する手がかりとなることを論じた。

安堵と未分離の裁許が広義の裁許であるのに対して、訴人と論人との間の理非について第三者として判断を下すのは狭義の裁許である。鎌倉幕府の訴訟制度は、広義の裁許から始まり、狭義の裁許を制度的裏付けとともに成立させた。そして裁許が安堵から分離した後に、今度は安堵が狭義の裁許に近いものに変質するに及んで、本来は安堵とは異なるものが、制度上、安堵の概念にまとめられるようになる。第六「安堵状の形態と機能」においては、譲

与の安堵を取り上げ、これが本来は本領安堵・当知行地安堵とまったく異なるものであるけれども、安堵の概念が変わって、本領安堵・当知行地安堵がほとんど行われなくなるのに入れ替わって、安堵の主流を占めることになったことを論じた。そして譲与の安堵を主流として安堵概念が再構成されると、第十三「中世財産相続法の成立—分割相続について—」で取り上げる「未処分地配分」もまた「安堵」の名で呼ばれることになるのである。

つぎに公家政権について。公家政権は武家政権より先行しており、律令国家の系譜を引いてはいるけれども、鎌倉時代の公家政権は律令国家の基本的性格をそのまま継承しているわけではなく、むしろ同時代の武家政権に類似する性格を有する。公家政権と武家政権は並立する二つの政権であり、公武の関係は国家間の外交関係と見るべきである。鎌倉時代の政治構造をそのように理解する概略を、第七「中世王権の構造」で示した。第八「鎌倉幕府の成立と天皇」ではその論点を補うとともに、皇統のあり方と荘園の伝領との関わりについて論じた。その問題を内裏・院御所について論じたのが第九「内裏と院御所」である。第十「悪党召し捕りの構造」では、外交関係にもなずらえられる公武の関係において悪党問題が処理される構造について考えた。

院政の展開により発達した文書様式が院宣であるが、院宣は奉書様式の文書であって、発給主体が明示されないことを特徴とする。書状様式のために年記を欠く場合が多いことが、発給主体の特定をますます困難にしている。従って、両統迭立期の院宣・綸旨（院宣と綸旨との区別も必ずしも自明ではない）については、まずその年次と発給主体を確定することが重要な研究課題となる。第十一「両統迭立期の院宣と綸旨」においては、第十で取り上げた悪党召し捕りのために発給される院宣（「違勅院宣」）について、発給主体を検討することを試みるとともに、末尾において方法についての総括を試みた。また第十二「西大寺文書にみえる院宣と綸旨」においては、「西大寺文書」中の院宣・綸旨の年次と発給主体を検討した。

公武二つの政権はいずれも主従制的な編成原理を有する一方で、訴人と論人という相対する両当事者に対して第三者として理非の判断を下すことで公権力の機能を果たすという類似の構造を有したが、これは所領相論の頻発する社会構造に対応するものであった。十三

世紀に所領相論が頻発したのは、十二世紀に急速に進んだ大開発が限界に達して、社会構造の転換が求められていたからであった。

大開発が進められていた時代には分割相続が適格的だった。しかし大開発が限界に達すると、一郡規模の所領でも二回の分割で経営の適正規模に達し、それ以上の分割は経営を破綻させることになる。しかし分割相続から単独相続への移行は容易ではない。所領の相続権をめぐる相論が起きる。所領を譲る側の論理と相続する側の論理の相克を取り上げたのが第十三「中世財産相続法の成立—分割相続について—」である。親の処分権と子の相続権は、子の親に対する孝養を条件として譲与（処分）が行われることでバランスがとられた。子の親に対する孝養は親の死後も義務付けられた。いわゆる惣領制において、惣領＝嫡子と庶子とは独立の関係であるにもかかわらず、惣領が庶子を統率することが可能になるのは、一面では幕府の御家人制が惣領を介して一族を掌握しようとするからでもあるが、別の一面では、嫡子・庶子を含む諸子が共通の尊属の遺志に従う義務を有していたからである。そのような惣領制の構造については、第十五「『イエ社会』を超えて—『文明としてのイエ社会』批判—」において、「イエ社会」論に対峙しながら、私見をまとめた。また第十四「禰寝文書の伝来について」においては、平安末期の大隅生え抜きの豪族に出自し、後世に薩摩藩家老小松帯刀を出すことになる禰寝一族の展開をその文書から探り、この一族において分割相続から単独相続への転換がいかに行われたかについて論じた。

鎌倉時代が所領相論の時代となった原因の半分は、相続をめぐる兄弟間の競争が激化したことであるが、もう半分は一つの土地に重層的に存在する本所と地頭との対立が、経営の集約化により激化したことであった。鎌倉時代後半から下地中分等により本所・地頭が排他的に支配する一円領が形成されるようになる。並立する一円領が競合し淘汰され、大名権力の下に統合されていく。あるいは自分の上に大名権力を創出していく。鎌倉時代はその運動が始まる前段階、その運動のための準備が進んだ時代である。そのような時代の社会に対応して、鎌倉幕府と朝廷は二つの並立する権力として存在したのである。